

専決処分第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 4 年 3 月 3 1 日
四万十町長 高 瀬 満 伸

平成 2 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加並びに変更は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。